

令和7年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会
経済建設分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和7年9月19日（金） 午後1時39分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（6名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 三田敏秋君 | 2番 姫路敏君 |
| 3番 佐藤憲昭君 | 4番 富樫光七君 |
| 5番 小杉武仁君 | 6番 河村幸雄君 |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
副議長 大滝国吉君
- 7 分科会委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者

| | |
|-------------------------|-------------|
| 副 市 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 建 設 課 長 | 須 貝 民 雄 君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 小 田 康 隆 君 |
| 同 課 整 備 室 副 参 事 | 伊 藤 勝 志 君 |
| 同 課 管 理 室 長 | 東 海 林 肇 君 |
| 同 課 管 理 室 係 長 | 本 間 友 紀 君 |
| 同 課 日 沿 道 対 策 室 長 | 中 川 博 之 君 |
| 同 課 日 沿 道 対 策 室 副 参 事 | 船 山 ケ イ 子 君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 小 野 道 康 君 |
| 同 課 参 事 | 忠 康 博 君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長 | 小 田 雄 介 君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 副 参 事 | 榎 本 治 美 君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 係 長 | 野 澤 大 介 君 |
| 同 課 都 市 政 策 室 長 | 林 奈 美 君 |
| 同 課 駅 周 辺 未 来 創 造 室 係 長 | 渡 辺 真 吾 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 稲 垣 秀 和 君 |
| 同 課 経 営 企 画 室 長 | 齋 藤 健 一 君 |
| 荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長 | 高 橋 晃 君 |
| 神 林 支 所 産 業 建 設 課 長 | 中 嶋 琢 也 君 |
| 朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長 | 鈴 木 健 次 君 |
| 山 北 支 所 産 業 建 設 課 長 | 森 山 治 人 君 |
- 9 議会事務局職員

| | |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 書 記 | 河 内 真 人 |

（午後 1時39分）

分科会長（河村幸雄君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第89号及び議第95号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分について審査した後、議第89号及び議第95号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第3 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第19款 繰入金

（説明）

上下水道課長 それでは、予算書の166ページ、167ページを御覧ください。繰入金の説明につきましては、公営企業会計の補正予算の際に説明した内容となります。第19款繰入金、第1項2目1節公営企業会計繰入金について、説明欄1、簡易水道事業会計繰入金及び説明欄2、下水道事業会計繰入金につきましては、令和6年度の決算調整により、令和6年度の繰出金のうち不用となった額を本年度一般会計の繰入金として受入れするものでございます。

歳入

第19款 繰入金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第6款 農林水産業費

（説明）

上下水道課長 それでは、178ページ、179ページを御覧ください。繰出金の説明に関しましては、公営企業会計の補正予算の際に説明した内容となります。第4項1目農業集落排水処理施設費、第27節繰出金、説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、金利上昇に伴う企業債利息不足分に対し、繰出金を追加するものでございます。

第8款 土木費

（説明）

建設 課長 同ページになります。8款2項2目道路維持費の1、道路維持管理経費の増額は、市道の維持補修に係る修繕料を計上したものです。次に、2、道路対策事業経費の増額につきましては、測量設計等委託料は市道小岩内20号線の橋梁撤去に伴う河川護岸施設設計や架設工法検討に必要な地質調査を行うことや、付け替え道路部の舗装設計を行うための地盤の支持力を評価する土質試験を行うものです。工事請負費は、市役所庁舎前の市道大町市役所線舗装修繕工事や上助淵地内の道路照明の修繕工事、脇川地内の市道のり面落石対策工事など5件の工事を行うものです。財

源は、大町市役所線舗装修繕工事、上助沢地内道路照明修繕工事、脇川地内市道のり面落石対策工事は緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしております。

3、除雪対策経費の工事請負費の増額は、泉町地内の消雪施設の散水管が沈下するとともに、周囲の舗装に陥没やクラックが発生しており、今冬に備え、消雪機能の回復と道路利用者の安全確保のために消雪施設を改修する工事や市道板屋越早稲田線の散水不良区間解消のために、老朽化した消雪井戸ポンプ入替え工事を、また岩沢地内と府屋地内の除雪車置場倉庫の補修工事を行うものです。ほかに高根地内の消雪用河川取水施設整備事業に当たり、河川管理者との協議の結果、工費用仮設道路計画に変更が生じたことなどによる増額を行うものです。泉町地内の散水管改修と板屋越早稲田線のポンプ入替えについては、緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしております。次に、3目道路新設改良費の1、市道整備事業経費の増額は、日下地内のグリーンプロジェクト用地売却に伴う付け替え道路工事の工事請負費と、工事費負担金は新潟県が行う1級河川春木山大沢川の災害復旧関連の河川改修工事に伴い拡幅して改築する市道橋梁に対する市負担金の補正で、主な増額の理由として、地質調査に伴う橋梁工の基礎下部構造の変更、舗装工事の増加、物価高騰による労務、資材単価の増、熱中症対策や週休2日制適用工事による現場管理費等の補正による工事負担金の増額であります。次に、3項1目排水路維持費の1、排水路維持管理経費の増額は、仲間町地内、松山かみの地内、肴町地内の排水路のしゅんせつ、樹木伐採、清掃を行うものです。次に、180、181ページになります。

4項3目河川海岸維持費の1、河川維持管理経費の増額は、令和4年の水害で被災した小岩内地内の流路整備を予定している沢に設置してあります仮設の土砂溜柵のしゅんせつを行うほか、不時分として流木撤去委託料を増額するものです。次に、5項1目港湾管理費の1、港湾一般経費の増額は、岩船港を含め全国の13港が特定地域振興重要港湾に指定をされておりますが、その所在市町村で構成される特定地域振興重要港湾活性化協議会の総会が本年、令和7年7月30日に開催され、村上市長が会長に選任をされました。これに伴い、村上市が事務局を担うことになり、今後の協議会運営や国土交通省等との調整などのために必要と見込まれる出張旅費の増額をお願いするものです。

上下水道課長 第7項1目下水道整備費、第27節繰出金、説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、ポンプ場処理場の修繕費及び金利上昇に伴う企業債利息不足分に対し、繰出金を追加するものです。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 次に、ページ182、183ページになります。11款2項1目公共土木施設災害復旧費の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費の増額は、令和4年の水害で被災した小岩内地内の大小沢ほか2つの沢の流路詳細設計に当たり、道路横断部の構造物設計に地盤の強さを判定する地質データが必要であるため、地質調査業務の委託料を増額するものです。以上になります。

歳出

第6款 農林水産業費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質 疑)

姫路 敏 第8款2項3目市道整備事業経費1,755万円の件なのですが、今説明で、日下のところの道路の付け替え、あれ新しくたしか太平電業さんが7ヘクタールの購入して、まだしていないかもしれないですけども、購入する予定なのかな、そこに工場が来るということを前提に市道をつけたかと思うのですけれども、その事業費の増額ですか。

建設 課長 こちらは、市道の工事ではなくて、太平電業のほうにこの事業用地を売却したことにより、売却前は市の土地だったので、そちらを通して近隣の山林のほうに入っていた方がいらっしゃるしまして、太平電業に売却したことにより、その電業さんの所有した土地を通行することができなくなりますので、代わりに野球場側のほう、都市公園側になりますが、そちらからこの山林の所有者の土地に入るための簡易な付け替えの道をつけてやるということで、費用としまして105万円ほど今見込んでおりますが、そちらの工事になります。

姫路 敏 太平電業さんのほうの土地のあそこの坂のところの土地の関連で、道路整備しましたよね。あれの整備代金というのですか、整備の金額というのはどのくらいでしたか。

建設 課長 整備室長のほうから。

整備 室長 太平電業様の用地のほうにつながる市道の整備の現時点での事業費ですけども、約5億5,000万円、橋の架け替え等もございますので、その程度の事業費を見込んでおりますが、近年の物価高騰などで今後さらにちょっと変更となる可能性はあります。以上です。

姫路 敏 分かりました。これとは別にあっち、天神岡のほうからつながる道を今付け替えとして造るのだと、こういうことでいいね。

建設 課長 私どものほうの路線が下相川側の県道から運動公園にアクセスさせる道路用地ということで、市道路線の認定は過去にもういただいておりますので、その整備のタイミングが今太平電業さんの事業に併せて整備に着手したと、そういうふうに御理解をいただければよろしいかと思えます。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、賛否についての発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第89号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて可決すべきものと

態度を決定した。

日程第4 議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分を議題とし、担当課長（建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 小野道康君、上下水道課長 稲垣秀和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 使用料及び手数料

（説明）

建設 課長 それでは、21、22ページを御覧ください。14款1項7目1節道路使用料の2、道路占用料は129件分、3、道路占用料、滞納繰越分は同一占用者の2か年分の占用料になります。4、里道等占用料は234件、5、行政財産使用料は6件分になります。なお、道路占用料は対前年比約1.4倍となっておりますが、東北電力ネットワーク株式会社による送電線鉄塔建て替え工事に伴う敷鉄板設置のため約3,500平米の市道占有がありまして、それが増額の要因となっております。こちらの工事については完了となっております。次に、2節河川使用料は、7件分の河川占用料です。3節都市計画使用料の4、ふれあい広場使用料は1件分の使用料になります。

都市計画課長 続きまして、都市計画課所管分につきましても、決算金額の特に大きいものについてのみ説明させていただきます。14款1項7目土木使用料、第4節住宅使用料につきましては、市営住宅と市営住宅駐車場の現年度及び滞納繰越分の使用料であります。市営住宅の管理戸数は236戸、駐車場は66区画になります。収入未済額につきましては、現年度分が7世帯、滞納繰越分が20世帯で、重複もありますが、全体では22世帯であります。

建設 課長 次に、25、26ページになります。2項6目1節土木手数料は、備考欄のとおりになります。

都市計画課長 都市計画分も少額ですので、省略させていただきます。

第15款 国庫支出金

（説明）

建設 課長 次に、25ページから28ページにかけてになりますが、15款1項3目1節災害復旧費負担金の1、公共土木施設災害復旧事業費負担金は、令和6年9月20日からの大雨災害に伴う市道の災害復旧事業で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象事業のうち令和6年度に請求を行った国庫負担金になります。国庫負担率は0.667です。収入未済額は、令和7年度繰越分になります。次に、29、30ページになります。15款2項5目1節道路橋りょう費補助金の1、社会資本整備総合交付金は、令和6年度現年分の国費で、内訳は除排雪委託料、除雪車の購入費及び消雪施設工事等に係る交付金が1億2,025万9,000円、市道府屋勝木線と朝日まほろば線道路改良事業に係る交付金が5,508万円になります。国費率は、除雪機械購入と除排雪委託料が3分の2、消雪施設改修工事が0.6、道路改良事業は0.54になります。次に、2、社会資本整備総合交付金、繰越明許分は、令和5年度からの繰越分の国費で、市道鍛冶町裏線ほか消雪施設改修事業と市道府屋勝木線道路改良事業に係る交付金になりま

す。国費率は、消雪施設改修工事は0.6、道路改良は0.54です。3、道路メンテナンス事業費補助金は、令和6年度現年分の国費で、橋梁点検や老朽化対策工事などに係る補助金です。国費率は0.594です。4、道路メンテナンス事業費補助金、繰越明許分は令和5年度からの繰越分の国費で、橋梁等の老朽化対策工事や設計などに係る補助金で、国費率は0.594です。5、交通安全対策補助金は、村上南小学校地区の生活道路対策エリア内の山居町2丁目地内における車両速度低減を促す交通安全対策工事に係る補助金です。国費率は0.594です。6、デジタル田園都市国家構想推進交付金は、除雪管理システム導入に係る補助金で、国費率は2分の1です。7、臨時道路除雪事業費補助金は、臨時措置として国の一般会計予備費を財源として幹線市町村道に対する補助が行われるもので、令和7年3月18日に国土交通省から除雪費の追加支援の内定通知があり、補助金の交付があったものです。こちらの国費率は2分の1になります。次に、道路橋りょう費補助金の収入未済額は、建設課所管事業の繰越しに係るもので、消雪施設更新事業、道路改良事業、橋梁等老朽化対策事業に対する交付金と補助金で、令和7年度に請求をいたします。

都市計画課長 8、社会資本整備交付金につきましては、坂町地内の都市計画道路、市道南中央線道路整備事業への交付金であります。国費率が54パーセントであります。次に、第2節都市計画費補助金、備考欄1の社会資本整備総合交付金は、歴史的風致形成建造物保存事業及び建造物外観修景事業に対する交付金で、補助率2分の1であります。次に、第3節住宅費補助金、備考欄1の社会資本整備総合交付金は、木造住宅耐震診断事業費と市営中川原住宅建て替え工事に伴う実施設計業務及び測量設計等委託業務に対する国庫補助、補助率2分の1であります。

第16款 県支出金

(説明)

建設 課長 次に、33、34ページを御覧ください。16款1項3目1節農業費負担金の1、地籍調査事業費負担金は、神林地域牛屋の一部調査区の地籍調査に対する負担金で、負担率は75%です。次に、38ページになります。16款2項4目1節農業費補助金の18、地籍調査事業費交付金は、朝日地域板屋越の一部調査区の地籍調査に対する交付金で、補助率は75%になります。

都市計画課長 同じく37、38ページ、16款2項5目土木費県補助金、第1節都市計画費補助金になります。備考欄の2、にぎわい空間創出支援モデル事業補助金につきましては、村上駅周辺大規模跡地利活用ワークショップ等運営支援業務や村上駅周辺まちづくり事業官民連携検討業務に対する補助金であります。次に、39、40ページ、第2節住宅費補助金、備考欄1、木造住宅耐震診断事業費補助金につきましては、木造住宅耐震診断事業費に対する県補助金であります。同じく備考欄2の災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業補助金は、8.3大雨災害により被災した住宅の建設や購入、補修のために金融機関等へ融資を受けた被災者に対し、市が行う利子補給事業への補助金であります。

建設 課長 次に、41、42ページになります。16款3項3目1節港湾費委託金は前年同様となっております。

都市計画課長 続きまして、16款3項3目第2節住宅費委託金のうち備考欄1の県営住宅管理委任交付金は、県営住宅の管理委託金として県営住宅家賃収入の約23%が市に交付されるものです。同じく備考欄2の県営住宅特別維持管理交付金は、県営住宅の受水槽

清掃委託料や簡易水道検査手数料などの経費に対して県から交付されるもので、補助率は2分の1です。同じく備考欄3の県営住宅特別修繕交付金は、県営住宅の修繕工事費に対する交付金であり、風呂取替え及び修繕工事については補助率100%、1件50万円を超える修繕工事には補助率2分の1が交付されます。

第17款 財産収入

(説明)

都市計画課長 同じページ下段になりますが、17款1項1目第1節土地貸付収入、備考欄3の県営住宅敷地貸付収入につきましては、市内にある県営住宅の敷地の貸付収入であります。

第19款 繰入金

(説明)

上下水道課長 決算書の45ページ、46ページを御覧ください。第19款繰入金、第1項2目1節公営企業会計繰入金について、備考欄1、簡易水道事業会計繰入金及び備考欄2、下水道事業会計繰入金につきましては、令和5年度の決算調整により、令和5年度の繰出金のうち不用となった額を一般会計繰入金として受入れたものです。

第21款 諸収入

(説明)

都市計画課長 続きまして、55、56ページ御覧ください。

(「47、48」と呼ぶ者あり)

都市計画課長 すみません。47、48ページにつきましては、少額なので、省略させていただきます。

建設課長 次に、55、56ページになります。21款6項6目7節土木雑入につきましては、備考欄記載のとおりです。

都市計画課長 備考欄9の借上住宅家賃個人負担金は、中川原住宅建て替え計画に伴い、民間賃貸住宅へ住み替えした入居者の中川原住宅家賃相当分であります。以上であります。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(質疑)

姫路 敏 住宅関係なのですが、滞納金とかあるのですけれども市営住宅使用料と、あと滞納分。前の決算書というか、前年度の決算書を見ると、収入済額というのが前年度よりも58万8,906円ほど収入済みというのが下がっているし、逆に収入未済額というのが52万8,800円ほど増えていると。こういう状況の中で、ちょっと教えてもらいたいののですが、各住宅の、住宅というのは村上のほうだと希望ヶ丘、南町、上の山、中川原、あと荒川のほうで堤下と前坪と坂町とございますが、ここの滞納の方の滞納金の合計と、各人数、何人いるのかというのをちょっと教えてもらえますか。

都市計画課長 住宅のほう、市営住宅5つございますので、5つ毎に御説明いたします。最初に、上の山のほうですが、対象者が6名、全体の金額でよろしいですか。132万7,154円です。続きまして、中川原が6人でありまして、142万351円でございます。続きまして、坂町住宅が1名でありまして、12万896円でございます。続きまして、前坪住宅が3人でございます。金額が128万6,166円でございます。最後になりますが、堤

下住宅、6名になりますが、126万8,000円でございます。合計が542万2,567円になります。今のは住宅使用料のほうですね、のみの説明です。

姫路 敏 こうやって見ると結構な滞納なのだろうなと思いますけれども、これ解決するには、どうすればいいのだろう。何か考えありますか。

建築住宅室長 今課長のほうから人数、金額のほう、各住宅ごとにお示しさせていただきましたが、この中には実は退去者、もう住んでいらっしゃらない方の人数も実際はちょっと含まれているような形です。入居者、現在まだ各住宅に入居されている方につきましては、ほぼほぼ分納誓約と申しますか、月々幾ら幾らこういうふうにお払いしようというような誓約がなされている方がほとんどであります。実際は退居されていて、お亡くなりになったりとか、行方不明になっている方、こういった方もいらっしゃいまして、この方たちにつきましては、また相続人とか、そういったものを調べて、追跡がちょっと必要な方が多いですので、そういった形で検討してまいります。

姫路 敏 これ今聞いたところだと、希望ヶ丘と南町住宅は、滞納者というのはいないんですね。
都市計画課長 希望ヶ丘と、今説明になかったところは、滞納がなしということです。失礼しました。南町につきましては、県営住宅ですので、ありません。

姫路 敏 今何て言いました。

都市計画課長 南町住宅は、市営住宅でなくて県営住宅なので、住宅使用料のほうには入りません。

姫路 敏 ということは、希望ヶ丘住宅というのが、あれホームページ見ると、市営というのが16、県営というのが24、16のうち滞納はないよと。南町のは全部県営ですね。これは、滞納も何も分からないわけ。

建築住宅室長 滞納額については分かりますが、市の予算とは関係なく、歳入歳出外現金で対応しております。納入いただいた金額については、そのまま県のほうへ支出しております。

姫路 敏 例えば南町住宅のほう、あるいは希望ヶ丘住宅のほう、例えば南町住宅のほうで県のが100世帯ほどある、全部県営ですよ。ここの滞納者というのは、何人いらっしゃるのですか。それは分かるのでしょうか。何人で幾らというのを、ちょっと。

建築住宅室長 南町住宅につきましては、世帯数で8世帯、金額で23万3,000円ほどでございます。

姫路 敏 分かりました。これ今最初におっしゃった、滞納者の人数と滞納の金額というそのものというのは、みんな市営なのですね、でいいのですか、それで。

都市計画課長 最初私が申し上げたのは、市営住宅の住宅使用料になります。

姫路 敏 では、県営の部分というのは調べないと、それまた時間かかると思うので、これ後で教えていただけますか、一覧にして。

都市計画課長 後で、先ほど申し上げました市営住宅と併せまして、県営住宅と併せまして、後ほど提出したいと思っております。

姫路 敏 中川原住宅というのは、入居はもう受け付けていないで、今いる方々というのがいて、それでみんな引っ越すというか、仮住まいさせていただいていると思うのですが、そこの家賃についてみれば、一応はその金額でよそのアパートとかも含めて住んでもらっているということでよろしいのですかね。それで、全部市営ということでよろしいのですか。

都市計画課長 中川原住宅の方につきましては、現在8人の方が民間のほうとか、ビレッジハウスのほうに移転してもらっております。これまでの中川原住宅に住んでいる家賃相当分を市のほうに入で入れていただきまして、民間の大家さん、アパートの大家さん

とかにについては、市のほうから出でお支払いをしているという形になります。

全部で何人いますか、今現在。中川原に籍のある、住宅のある方というのは、
 現在世帯数にすると20ですが、人数にしますと28人であります。

この20世帯についてみれば、今の中川原住宅に住んでいるということね。
 そうであります。

20世帯の中川原住宅の方々がいらっしゃって、そのうち8人はよそのアパートとか、
 中川原以外のところに住んでもらっていて、それは家賃は相当額でもらっていると。
 それでもって、それは全て市営だと、こういうことでいいですか。

先に建て替えのためにお引越しをされている方につきましては、こちらのほうで
 民間アパート等をお借りして、市のほうで支出しているわけですが、その方たちには
 中川原にお住まいのときの相当の家賃を納入いただいておりますので、それは市
 営の歳入のほうへ入ってまいります。

私の聞いているのは、中川原住宅というのは全部市営ですか。希望ヶ丘住宅の場合
 は24が県営で、市営が16だと。中川原住宅は、全部市の持ち物ですかって聞いている。
 大変失礼しました。全部市営であります。

中川原住宅6人で、142万351円が6世帯ほど滞納していると。この滞納者で一番多
 い金額は幾らですか。

中川原住宅で一番多い滞納の金額につきましては、81万4,700円となっております。
 81万4,700円を滞納している方というのは、今は毎月いただいているのですか。住宅
 分のもの、そして滞納の部分。先ほど説明していたように、滞納の部分はいろいろ
 分割してもらったりしてもらうのだと、それは分かりました。滞納していない、滞
 納というか、今払っていかねばいけな部分、滞納には入っていないのです
 か、どうですか。

先ほどの一番金額の大きい方で現年度分、6年度につきましては金額が18万2,400円
 でありまして、これまで過年度で住んでおられて、その過年度分としまして63万
 2,300円が過年度分となっております。

ということは、増えているということではないか。そうでしょう。18万円増えたの
 だ。前年度は六十何がしだったけれども、18万増えて81万になってしまっていると、
 こういうことでしょうか。では、毎年増えていくの、これ。では、要するに毎年家賃
 もまともに払わないから、その分今年は10万円だ、今年15万だって増えて、それ
 でまた過年度でとなってくると。過年度といたって、法律上5年以上のものって
 取れなくなるのではないの。これどうなのだろう。

この方だけ、お一人だけちょっと分納の誓約等ができていない状況な方でございま
 す。引き続き今年度も最後通告書というような形で本人にお送りいたしまして、簡
 易書留等でお送りしました。最後通告をお送りさせていただきましたが、ちょっと
 そのまま文書が返ってきたような形でありますので、ただこれからまた接触の機会
 がございますので、分納の誓約等をこれからまた進めていきたいと思えます。

これ毎年のごとくいろいろとちょっとずつ問題になりますけれども、こういう方々
 は恐らく滞納されている方全員ではなくても、多くの方は生活に困窮しているのか
 なというのが伺えるのです。その辺いかがですか。

私も4月から拝命しまして、見ていますと、非常に困窮している方で、あとそれと
 年配者の方が非常に多いなというふうに感じています。

姫路 敏 よくあるパターンというのは、国民健康保険を活用されている方というのは全国的にも少し困窮している方が多い傾向があるのです。それでもって何を言いたいかというと、生活保護を受けられている方の多くは国民健康保険だったり、国の制度の違いもあるのでしょうか、そういう方が多い。したがって、何を言いたいかというと、これいわゆる公営住宅に、自分も困窮していると、何とか活用したいという、一生懸命毎月払えるような方がいらっしゃって、それがこの方々がいるがゆえに入れなかったりということになってくると、これはおかしな状況になってくるので、何を言いたいかというと、そういう方々にはぜひ生活保護を受けていただいて、そうすることによって生活保護から家賃も出るではないですか。嫌がるのを生活保護というわけではないですけれども、恐らくもしかして生活保護を受けている人は、この滞納者の中にいますか。いないでしょう、恐らく。

建築住宅室長 入居されている方で、実際生活保護を受けていらっしゃる方はいらっしゃいます。ちょっと今人数とか、そういった資料を持ち合わせていませんので、そちらは勘弁していただきたいと思いますが。

(何事か呼ぶ者あり)

建築住宅室長 すみませんでした。滞納者の方でも、やはり生活保護を受けていらっしゃる方はいらっしゃいます。

姫路 敏 それで滞納しているの。生活保護を受けるということは、アパート、やっぱり居住区に対する経費たしか4万円ぐらいまではいわゆる出るのだわね、生活保護費の中から。それは、家賃のオーナーさんとか、それに直接払えるようにするとか、いろいろ手だてはありますが、そういう方はいらっしゃいますかということを知っている。

建築住宅室長 大変失礼いたしました。この方たち、現年度分ではなくて、過年度分といいましょうか、保護を受ける前の方で滞納が残っていらっしゃる方はいらっしゃいます。

姫路 敏 生活保護を受けていて、今現年度は家賃を払うも何も生活保護から出ますから、それを押さえれば絶対たまりませんね。それで、滞納分の分納の契約も一つの家賃ですから、これも生活保護費からすくわれてくるはずですよ。ということを考えたら、何人ぐらいいらっしゃいます。滞納している方で、生活保護を受けながら、過年度分を支払っているような人というのは、何人ぐらいいるのですか。

建築住宅室副参事 市営住宅の滞納者では1人になります。

(「中川原住宅の話しているのですよ、私は」と呼ぶ者あり)

建築住宅室副参事 失礼しました。中川原住宅には、生活保護世帯で滞納している方はいらっしゃいません。

姫路 敏 では、一応この中川原住宅のほうは、なぜ中川原住宅に特記して私ちょっと質疑しているかというと、令和9年から3階建ての立派なエレベーターつきの今までにない公営住宅というのが完成して、そこに入居が始まるわけだ。立派なところに。滞納している方が6人いて、142万円もたまっている、その方々もそこに入るのですか。こんなことがあっていいのかということ。失礼ですけども、よそのところの立派なところでも、隣の希望ヶ丘住宅とか、ああいうところも空いているのあれば、そちらに御案内したらどうですか。そういうことまでつながってきますが、その辺どうですか。

建築住宅室長 中川原住宅の滞納のある方なのですけれども、先ほど6名とお答えしました。6名の方のうち5名は実際退去されている方で、今は中川原には住んでいらっしゃらな

い方になります。1名の方だけが現在も入居されていて、滞納もあるという方でございます。

姫路 敏 整理すると、中川原住宅に今住所があるというのは1名だと、その1名の過年度分も含めて、過年度分の滞納金額は81万ほどあると。去年は60万だったけれども、十何万増えてしまっていると。少なくとも、この方には生活保護を受けさせるような、受けさせるって変な、紹介するような手配というのは、都市計画としてやっぱりあるべきではないかなと思うのです。その人の生活環境も含めてはかつて、そうやったほうが、これみんな市民の税金ですよ。どうですか、それ。

都市計画課長 おっしゃるとおりだと思います。この方につきましては、私直接ちょっと、面識を持って、分納でもいいので、まずは使用料を納めてもらうというのがまず一番に来ると思います。あと、委員おっしゃった生活保護だとか、そういったことに関しても御相談をしていきたいと思います。

姫路 敏 私もあんまりお金は持っていないですけども、お金のない人に、何ぼ分納だ何だなんていったって、払うものがないのよ。袖が振れないの、どうしても。そのことをまず一つ理解して、そして次に考えなければいけないのは、その生活が困窮している原因というのをやっぱり聞き取って、それで生活保護にシフトしていただければ、あと本当に家賃はその人の生活保護費の中から、行政から行政だかもしれないですけども、取れるわけですし、それをしないと、これはもう止まらないと思うのです。いつまでもこのまま。それと、もう一つは、その5人の方、60万ほどあるではないですか、滞納。もういないのだと。これについてみれば、どういうふうに対応しているのだろうか。中川原の5人、もう退去していないのだという方々、しかしながらその方々は全部で60万ほど残しているわけだ、滞納金を市に対して。それは、市はどうやって回収しようとしているのですか。

建築住宅室長 先ほども少し触れましたけれども、こちら中川原住宅だけの問題ではないのかもしれないですけども、もしかして不納欠損になる方もいらっしゃるかもしれませんし、引き続き相続人ですとか、そういった方たちを追いかけるような形で納付をお願いしていく形になろうかと思えます。

姫路 敏 公営住宅に入るときは、保証人というのがたしか必要でしたですね。その保証人がこういうときのためにしっかりと機能しなければいけないと思うのですが、その保証人というのはどういうふうになっていますか。親族も何も分かりますが、追っていくというのは分かりますが、保証人というのは明記されているわけでしょう。いるわけでしょう。その保証人さんに対してこの請求を、裁判所通してでもいいから、したほうがいいですよ、保証人なのだから。どうなっていますか。

建築住宅室長 いろんな方がいらっしゃるって、中には保証人自体がお亡くなりになっていることがやっぱり多々あります。保証人がお亡くなりになったとか、そういった場合については、御連絡いただくような形にはなっているのですが、数年そのまま放置されていて、保証人が亡くなった場合、連絡いただけない方とかもいらっしゃいました。昨年度ですが、収入申告というものを毎年提出していただいているのですが、保証人自体が市内に住所ある方につきましてはちょっと調べさせていただいて、そういった方が亡くなっている方等につきましては、保証人の変更の届出を出してくださいということで通知を出しました。それをもちまして、結構、保証人が亡くなっているのだなんていう形でまた申請を出された方もかなりな数がいらっしゃいました。

姫路 敏 保証人が亡くなくても、追っかけていくのですよ、借金というのは。あなた方勘違いしているかもしれぬけれども、保証人って名前書けば通るのだろうという問題ではないのだわ。保証人というのは、そのおやじさんが例えば亡くなれば、奥様、子供、ここに請求行くのよ、全て。それが世の中のシステムなの。保証人が亡くなったので、替わったから、名前をAさんからBさんに変えましたって、ではBさんはそこまでの責任を負わなければならないということです。確かに滞納もしていない、普通にしている人にはそんな保証人なんていうのは用事はないですけども、何のために保証人を取っているかという、こういうときのために保証人取っているわけですよ、いろんな意味で。それが全く機能していないということでしょう。もうこれ聞くだけでも相当な部分あるではないですか。上の山だってそうでしょう。市営だけで50世帯なのに、6人で132万円ですよ。これ普通の民間のアパートだったら、出ていってくれの話だ、本当に。そういうことは行政ではできないから、もうしようがないのしょうけれども、これはちゃんと解決しないとイケないと思います。保証人さんに支払ってもらおうという行為はしていないでしょう、今まで。してきたことあるの。

建築住宅室長 今委員おっしゃったような形で、保証人に請求を行ったケースもございます。
河村分科会長 2番委員、課長もしっかり検討して分納してもらおうとかということをもう話ししてありますので、もしあれでしたら、この……

姫路 敏 いや、これは100%ちゃんと回答できないと、こんなものをまたなあなあにしていたら、大変なことになりますよ。私は、要らないことをしゃべっているのではないのです。大事なことをしゃべっているのです。夜になろうと、あしたになろうと、やらなければならないものはやらなければならない。

河村分科会長 もう少し簡潔にまとめて説明していただければありがたいです。

姫路 敏 ちょっと待ってください、委員長。私は、簡潔にものを聞いていますよ。私が簡潔にものを聞いていない。分かりませんか、私の言っていることが。理解できませんか。聞いてください、委員長。

河村分科会長 進行も進めていっていかなければならないのですということでございます。

都市計画課長 委員おっしゃることは本当によく分かりましたというか、それで保証人の、先ほどうちの担当のほうから言いましたように、保証人に支払い請求したということもあるということですけれども、今後その内容とか、そういったことを私のほうで内容をよく精査いたしまして、また引き続き保証人、またはそういった住宅使用料のまず納付の向上に当然資するように再度また内容をよく見て努めたいと思います。

姫路 敏 そうすれば、先ほども私のほうで言いました、公営住宅の県営と市営と分かれているところもあります。その件数も分かっていますので、そこで、市営のほうでの滞納者何人で幾ら、県営のほうの滞納者何人で幾ら、合計幾らという部分は、後で確実に提出してもらえるとということで、その対応についてみれば、私は常任委員会のほうに委員長のほうに言いまして、対応策をあなた方にしっかりと回答いただくということで、委員長、いいですか、それで。そうすれば、この質疑は私やめます、これで。それが通るのであれば。

河村分科会長 よろしいでしょうか。

都市計画課長 今委員おっしゃったような資料作成いたしまして、またその対応策、考えられるものを整理いたしまして提出したいと思います。

姫路 敏 一応この款はこれで終わりです。

佐藤 憲昭 1点だけ確認させてもらいます。公営住宅法に絡むことなのですが、これ行政法の立場なのか、立法府の立場なのか分からないのですが、不納欠損、税金であれば5年で不納欠損するわけですが、家賃収入というか、住宅使用料の場合は料金ですので、不納欠損はないということで理解してよろしいのか、いや、今は5年で不納欠損を行っているのかということの確認と、それから行く方知れずになった場合に、これ失効するのが普通であれば5年で終わるのですが、民法適用なので、7年とか10年たたないと失効されないわけなのですが、その辺の確認も併せて報告願えれば、委員の皆様方納得するかなと思いますので、よろしくお願いします。

都市計画課長 調べてそのようにしたいと思います。

分科会長（河村幸雄君） 暫時休憩を宣する。
（午後 2時45分）

分科会長（河村幸雄君） 分科会の再開を宣する。
（午後 2時54分）

第15款 国庫支出金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第16款 県支出金

（質 疑）

姫路 敏 42ページの県営住宅管理委任交付金について、もう一度ちょっと教えていただけますか。

都市計画課長 県営住宅管理委任交付金でございますが、県営住宅の管理委任に対しまして、県営住宅、先ほどの家賃収入の約23%が市に交付されるものであります。

姫路 敏 そうすると、県営住宅のほうに住まれている方というのは、基本的には市営住宅と同じ家賃だと思うのですが、同じというのは、いわゆるその人によって、収入によって違うのだろうけれども、計り方は一緒ですよ。そうですか。

建築住宅室長 計算の仕方はその方の収入によって違いますけれども、市営、県営、同じでございます。

姫路 敏 こうやって見れば、これは一度市のほうに入るのかな。市のほうに入って、県のほうに払って、県から来るのかな。ちょっとルートを教えてください。

建築住宅室長 歳入歳出外現金のほうに県営住宅の使用料については1回入れまして、その後県のほうへ支出をしてございます。そして、今の言った交付金が入ってくるというような流れでございます。

姫路 敏 それで、そこの3番目に県営住宅特別修繕交付金というのがあって、これは何かお風呂とか、そういったものの修繕とか、そういうことに使っているのだと、その資金の分をもらったのだと、こういう解釈でよろしかったかな。

都市計画課長 冒頭に説明しましたとおり、お風呂の取替えについては、県から100%であります。50万円を超える修繕の場合は、県から半分の50%となっております。

姫路 敏 たしか公営住宅の、市営と県営と違うのかもしれないのですが、お風呂はたしか持込みだよ、風呂おけは、湯舟は。そのお風呂なの。その湯舟を取り替えると

- ということ。ということは、県のほうは湯舟はついた状態で貸すということ。
- 建築住宅室長 以前の話になるのかもしれませんが、昔は湯舟自体が県営住宅のほうはなかったの、それにつきまして、徐々に、徐々にではありますけれども、湯舟をつけていったと。それについては、個人から譲渡していただくような形のものもござい
ますし、それについての係る工事費、修繕費とか係る工事費については、お風呂の部分については県から100%見てもらえるような形でございます。
- 姫路 敏 分かりました。取りあえずお風呂は、今現在風呂おけは自分で持ってこなくても、ちゃんとついているということの解釈でよろしいですね。
- 建築住宅室長 そのとおりでございます。
- 富樫 光七 16款ですよ。県支出金の38ページ、一番下、都市計画補助金の2番ににぎわい空間創出支援モデル事業補助金、これ200万円計上されていますけれども、これの内訳はどんなものなのでしょうか。
- 都市計画課長 また歳出のほうでも、これに対する全体額は、内容につきましては、また歳出で説明しますが、ワークショップ等の運営支援で308万と、それから官民連携の検討業務ということで297万円で、それに対しまして上限額の200万円となっております。

第17款 財産収入

(質 疑)

- 姫路 敏 42ページの県営住宅敷地貸付収入というのがございますが、この内容、駐車場とかそういったことかな。
- 建築住宅室長 県営住宅の敷地なのですが、市の土地を県に貸して、県営住宅が建てられていると。その県営南町住宅、希望ヶ丘住宅、上の山、堤下の県営住宅分につきまして、市の土地を貸しているというふうな形で、そちらの土地貸付収入ということで県のほうからいただいております。

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

- 姫路 敏 56ページの建設課の部分、自動販売機手数料、これのちょっと内訳を教えてくださいますか。
- 建設 課長 こちらが日東道荒川パーキングの上下線にそれぞれ設置をしております、上り、下りがコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、そして上りと下り、今度はサントリービバレッジサービスさんにそれぞれお貸しをしております。それで、コカ・コーラさんのほうが手数料として100分の32.4%、サントリーさんが100分の41.6%をそれぞれ手数料としていただいております。
- 姫路 敏 これここに月光の雫という村上市の水というのは売られていないよね。私買おうとしたけれども、売られていなかったのだけれども、同じようなのがぽんぽんぽんって何個も並んでいるのもあるし、市としてコカ・コーラやサントリーのほうにやっぱり月光の雫も置いていただけるものかどうか、手数料の件もあるのだろうか、どうですか、その辺話できるものですか。

建設 課長 今までそれぞれの会社の方に、こういう商品をとという商品のお願いをしたことはないので、お話として伺うことは可能だと思います。

姫路 敏 ささいなことですが、そういうところから少し切り開いていって、少しでも水の、上水道の手数料、上水道というか、市の全体的な中での手数料が増えればなどは思っておりますので、ちょっと交渉してみたいと思います。以上です。

歳出

第4款 衛生費

(説明)

上下水道課長 それでは、決算書の121ページ、122ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項1目保健衛生総務費、27節繰出金について、備考欄7、簡易水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰出金として5,140万1,000円を、その他収入不足の補填分に基準外繰出金として1億4,100万8,000円を繰り出したものでございます。備考欄8、上水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰り出しとして2,026万円を繰り出したものです。

河村分科会長 款ごとに質疑していったほうがよろしいですか、皆さん。お諮りします。
(「はい」と呼ぶ者あり)

河村分科会長 そのようにさせていただきます。

姫路 敏 昨日は、款の説明終わって質疑していくと非常に分かりやすいと思うのですが。

河村分科会長 そのようにさせていただきたいと思いますので。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(説明)

建設 課長 143から146ページになります。6款1項5目農地費の7、地籍調査経費は、費用の主なものとしまして、測量設計等委託料で牛屋地区の一部調査区、板屋越の一部調査区の地籍調査業務委託の費用になります。10、地籍調査事業職員人件費は、職員2名分の人件費になります。

上下水道課長 それでは、155ページ、156ページを御覧ください。第6款第4項1目農業集落排水処理施設費、27節繰出金について、備考欄1、下水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰出金として2億9,964万1,000円を、その他収入不足の補填分に基準外繰出金として4億263万4,000円を繰り出したものです。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(河村幸雄君) 暫時休憩を宣する。

(午後 3時09分)

分科会長(河村幸雄君) 分科会の再開を宣する。

(午後 3時39分)

第8款 土木費

(説明)

建設 課長

ページ163、164ページを御覧ください。8款1項1目土木総務費の1、土木総務管理経費の主なものは、会計年度任用職員1名の人件費や市道用地、排水路の借地料など、そのほか各種協議会などの負担金や会費になります。2、8.3大雨災害土木総務管理経費は、令和4年8月3日からの大雨で被害を受けた宅地等の復旧に要する経費の一部を補助したもので、被災宅地等復旧支援事業補助金3件分の費用になります。こちらのほう、令和4年からの被災を受けてスタートさせましたが、これまでの交付実績としまして、令和5年度が7件、令和6年度が3件、計10件で882万3,000円の支出となっております。次に、166ページになります。6、広域道路整備一般経費は記載のとおりです。なお、18節負担金補助及び交付金の不用額は、私道整備補助金と一般国道290号新発田村上間改良促進期成同盟会負担金の不用額になります。次に、9、土木総務費職員人件費で、職員20名分の人件費です。次に、2項1目道路橋りょう総務費の1、道路橋りょう一般管理経費で、主なものは道路照明電気料などの光熱水費や日東道神林岩船港インター、村上山辺里インター、朝日三面インターランプ部の維持管理の施設維持保全業務委託料になります。ほか道路台帳補正の測量設計等委託料になります。次に、168ページになります。2、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業等経費は記載のとおりで、内容は前年と同様になります。次に、2項2目道路維持費の1、道路維持管理経費で、主なものは市道修繕料195件、除草や街路樹剪定等に係る施設維持保全業務委託133件の費用であります。2、道路対策事業経費で主なものは、測量設計等委託料はトンネル点検業務委託1件の委託料です。橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料は、計画策定業務1件の委託料です。工事委託料は、市道藤沢停車場線桃崎人道橋の補修工事委託料です。工事請負費は、橋梁修繕工事や舗装修繕工事など18件の工事請負費です。環境保全協力金、少額ではありますが、これまでありませんでしたので、御説明をさせていただきますが、こちら桃崎人道橋の低濃度PCBを含有する塗膜を秋田県内の無害化処理認定施設に搬入し、最終処分、焼却になりますが、それをしたことから、秋田県に環境保全協力金として支出をしたものであります。次に、3、道路対策事業経費の繰越明許分で、測量設計等委託料は市道三面・小国線舟曳トンネル修繕設計業務委託1件の委託料です。工事委託料は、市道藤沢停車場線桃崎人道橋の令和6年度協定分の補修工事の委託料の一部で、令和6年度現年分の予算執行と併せ、合併精算で支出をしたものであります。工事請負費は、市道山添線門前中之橋橋梁修繕工事など10件の工事請負費です。土地購入費と補償金は、肴町地内の市道用地として借地契約をしていた土地の購入費と、購入するため、道路区域内にかかっておりました建物のひさしの一部を除去するための物件補償の補償金になります。4、道路対策事業経費、事故繰越分は、市道荒沢・北大平線路肩復旧工事の工事請負費になります。次に、170ページの5、除雪対策経費で、主なものとしましては、除排雪委託料は前年度と比較しますと約2.3倍に増加をしております。令和6年度降雪シーズンは大雪で、対して令和5年降雪シーズンは少雪であったことから、大幅増となっております。除排雪に要する経費について、財政的な負担も大きいことから、昨年度から本格導入をいたしました除雪管理システムデータを活用し、検証するなどし、効率的、効果的な執行ができるよう努めてまいりたいと考えております。GP

S 除雪管理システム業務委託料は、除雪車、除雪機械191台で導入し、除雪業務、除雪状況の市ホームページでの公開や、受託業者の事務作業の軽減などを図りました。ちなみにですが、公開サイト、市ホームページのほうへのアクセス数につきましては、6,794件のアクセスがございました。次に、リース料になりますが、令和元年から令和3年の間でリース契約を締結した除雪機械37台分のリース料を、工事請負費は消雪施設工事や井戸洗浄工事など16件の工事請負費になります。また、機械器具購入費は除雪機械13台の購入費であります。6、除雪対策経費、繰越明許分は、市道鍛冶町裏線ほか消雪施設散水管改修工事ほか2件の工事請負費です。7、除雪対策経費、事故繰越分は、湯ノ沢地内消雪施設散水管改修工事の工事請負費です。なお、12節委託料の不用額の主なものは除排雪委託料の不用額で、3回の補正予算をいただき、現計予算が13億2,000万でありましたが、決算額は備考欄記載のとおりとなりまして4,253万7,934円の不用額となったものです。次に、2項3目道路新設改良費の1、市道整備事業経費で主なものは、工事請負費では市道府屋勝木線道路改良その3工事の前払い金ほか4件の工事請負費になります。土地購入費は、市道朝日まほろば線道路用地の土地開発基金からの買戻しになります。補償金につきましては、市道府屋勝木線道路改良事業に係る下水道管の移設工事費の補償金や市道朝日まほろば線の立木等補償費分の土地開発基金の買戻しや、電力やNTTへの支障移転の補償金になります。2、市道整備事業経費の繰越明許分は、工事請負費は府屋勝木線道路改良その2工事の工事請負費です。測量設計等委託料と土地購入費は、都市計画道路南中央線整備に伴い付け替えが必要となります市道坂町25号線の土地購入費と分筆登記の委託料になります。3の道路改良事業費職員人件費については、職員7名分の人件費になります。予備費充用がございしますが、こちらは日下地内のバイオマス発電用地の譲渡面積を確定するため行った市道用地の分筆測量と、分筆登記の業務委託料になります。次に、169ページから172にかけまして、3項1目排水路維持費の1、排水路維持管理経費は、排水路のしゅんせつ、清掃等の施設維持保全業務委託料や山居町1丁目地内の排水路防草コンクリート工事2件の工事請負費になります。次に、2目の排水路新設改良費の1、排水路新設改良経費、繰越明許分は、浜新保地内の排水路改良工事の工事請負費になります。次に、4項1目河川総務費の1、河川総務一般経費と2、水辺の楽校経費につきましては、備考欄記載のとおりです。2、河川改良費の1、急傾斜地崩壊対策経費は、測量設計等委託料は花立地内の地滑り観測業務や宮ノ下地区地滑り対策事業の地質調査と詳細設計の委託料です。工事請負費は、花立地区の地滑り対策工事に必要となる工事用道路設置工事の工事請負費です。こちらは、本年度、対策工事のほうを今実施しているところであります。急傾斜地崩壊対策事業費負担金は、県が事業主体の寝屋地区、小岩内地区の事業に係る負担金で、対象事業費に係る負担率は寝屋地区が5%、小岩内地区が20%となります。なお、寝屋地区の令和6年度末の事業費ベースの進捗率は70%で、小岩内地区の急傾斜地崩壊対策事業に係る事業は令和6年度で完了いたしました。2、急傾斜地崩壊対策経費の繰越明許分の測量設計等委託料は、花立地区地滑り対策事業の詳細設計や用地測量等の委託料になります。次に、急傾斜の負担金になりますが、こちらも県が事業主体の寝屋地区、岩ヶ崎地内宮ノ前地区、立島地区の事業に係る負担金で、負担率は寝屋地区と宮ノ前地区は5%、立島地区は10%になります。なお、宮ノ前地区の令和5年度末の事業費ベース進捗率は16%、立島地区の令和5年度末の事業費ベースの進捗率は13%となっております。3、河

川整備促進経費で、工事請負費は普通河川滝矢川その4工事の前払い金になります。4の河川整備促進経費の繰越明許分は、工事請負費は、こちらも普通河川滝矢川改修その3工事の精算払いの工事請負費です。補償金も滝矢川改修工事に伴う上水道の水管橋移設工事の補償金になります。次に、3、河川海岸維持費で1、河川維持管理経費の主なものは、工事請負費は菅沼地内、野瀬地内、府屋地内の3河川の堆積土砂撤去工事の工事請負費になります。2、河川維持管理経費の繰越明許分は、川部地内の普通河川赤坂川の堆積土砂撤去工事の工事請負費です。次の5項1目港湾管理費につきましては、備考欄記載のとおりになります。

都市計画課長 同じく173、174、8款6項1目都市計画総務費です。備考欄1の都市計画総務一般経費のうち上から5つ目、施設維持保全業務委託料は開発緑地等の除草業務等の委託料であります。備考欄2の歴史的風致維持向上計画推進経費のうち上から6つ目、歴史的風致維持向上計画関係業務委託料は、村上市歴史的風致維持向上計画の第2期策定業務委託費として、その2つ下、歴史的風致形成建造物保存事業補助金2件分と、その下、建造物外観修景事業補助金2件分などがあります。備考欄3の村上駅周辺まちづくり事業経費のうち上から4つ目、測量設計等委託料は、駅周辺大規模跡地実施設計業務及び市道番丁線、番丁1号線の境界測量等の測量調査業務などの委託料や、その下、村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料は、跡地利活用検討のためのワークショップ等の運営支援業務委託料等があります。備考欄4の村上駅周辺まちづくり事業経費、繰越明許分につきましては、上から1つ目、測量設計等委託料として、令和5年度村上駅周辺大規模跡地地形測量業務委託料として、その下、村上駅周辺大規模跡地基本設計業務委託料は開発行為の許可申請資料作成のための委託料として、その下、都市再生整備計画策定業務委託料は、国の都市再生特別措置法による都市再生整備計画策定のための委託料であります。備考欄5の都市計画総務費職員人件費につきましては、都市計画課参事と都市政策室6人分を合わせた7人分の人件費であります。続いて、175、176ページの8款6項2目街路事業費になります。備考欄1の都市計画道路整備事業経費のうち測量設計等委託料として坂町地内の都市計画道路市道南中央線の分筆測量等の業務委託料として、その下、工事請負費は、同じく市道南中央線の舗装工事費であります。同じく175、176ページ、8款6項3目公園費になります。備考欄2の都市公園整備経費は、修繕料としていこいの森児童公園の遊具等の修繕費として、その下、施設維持保全業務委託料は、都市公園の遊具の法定点検のための業務委託料であります。

上下水道課長 177、178ページを御覧ください。第8款第7項1目下水道整備費、27節繰出金について、備考欄1、下水道事業会計繰出金については、起債の元利償還金等に対する基準内繰出金として13億133万9,000円を、その他収入不足の補填分として9億5,245万4,000円を繰り出したものです。

都市計画課長 177、178ページ、8款8項1目住宅管理費になります。備考欄1の住宅対策経費のうち上から3つ目、修繕料は公営住宅の修繕費であります。その6つ下、測量設計等委託料は、市営中川原住宅建て替え工事実施設計業務委託費の前払い金と市営中川原住宅建て替え工事に伴う敷地測量及び地質調査委託料であります。なお、市営中川原住宅建て替え工事実施設計業務委託につきましては、令和7年8月末までの期間延長の変更契約を行っておりまして、令和7年度に繰越しとなっております。その3つ下、住居賃借料は、市営中川原住宅建て替え工事に伴い、中川原住宅入居者が民間賃貸住宅へ住み替えをしている住宅の賃借料であります。現在8名が住み

替え済みとなっております。その3つ下、工事請負費は、公営住宅の風呂の入替え工事や内部修繕工事などの工事費であります。備考欄2の耐震改修促進事業経費は、木造住宅耐震診断補助金であり、補助金件数は4件分であります。備考欄3の住宅管理費職員人件費は、課長及び建築住宅室の4人分を合わせました5人分の人件費であります。以上であります。

(質 疑)

姫路 敏 168ページの日本海沿岸の東北自動車道整備推進ということで、これもう随分と何度もやっていますので、あれですけれども、これ完成予想というのは大体いつ頃になりますか。

建設 課長 朝日温海道路の完成予想は、まだ示されておられません。

姫路 敏 全く分からないか。大体でも想像つきませんか。

建設 課長 このような言い方は失礼ですが、全く想像できません。

姫路 敏 副市長、どうですか、行政のトップとしていろいろ情報、政治的な情報も分かるだろうけれども、どんな感じですかね。

副 市 長 私といたしましても、そういった情報はいただいておりますので、今ここでお答えできるものはございません。

姫路 敏 ということは、私は人に聞かれたら、いつになるか分からないって言うしかないですね。分かりました。これよく言われる、道ということで、つながって何ぼとか、やっぱりつながって効果が出てくるという部分があるかと思うので、いち早くつないでいただきたいというのがそこそ沿線上の自治体の仕事になってくるのかなとは思いますが。ぜひ頑張っていただきたいとは思いますが、同じようにつながって何ぼだというのは、米坂線も一緒だと思うのです。米坂線、鉄道ですけれども、やっぱりつながることでの効果というのはそれ以上にあると思います。ただ、道路だと当たり前のように車が通るのだからといったって、熊しか通らないなんて、元北海道の辺りでそんなことを言われた道路もありますけれども、それでもやっぱりつながって効果が発揮されるというところなので、米坂線の話はここで出すべきことではないので、あれですけれども、取りあえずはつながって効果発揮ということを前提に頑張ってもらいたいなど、こういうふうに思います。どうですか。何年後ぐらいですか。

副 市 長 一日も早く供用開始してもらいたいという思いは、みんな一緒だと思います。それに向けていろいろ期成同盟会等ございますし、村上市といたしましても、折に触れて要望を国に対して沿線自治体と共に進めてまいりたいと思いますので、米坂線も含めてでございますが、そういうことでよろしく願いいたします。

富樫 光七 170ページの道路維持管理費の中の、去年は雪が多いので、除雪費が高いのは分かるのですが、その下の除雪管理システム業務委託料千二百何万円だかがありますけれども、これはプログラムというか、アプリみたいなものを使うだけでこれだけのものにかかるのですか。それとも、人件費もこの中には入っているというような、その辺の話をお聞きします。

建設 課長 こちら令和6年度は初期導入でありましたので、端末機械、要はスマートフォンそのものも含んでいるので、令和6年度はちょっと高くなってはおりますが、今年度は900万ぐらいが今度はシステムとして活用していくお金となっております。

富樫 光七 ありがとうございます。もう一つ教えてください。174ページだと思いましたがけれど

も、駅前の、さっきのまちづくりの話とも絡むのだと思うのですが、この中に村上駅周辺大規模跡地利活用検討業務委託料というのが600万ありまして、その下のほうのまちづくり事業経費の中に駅周辺大規模跡地基本設計業務委託料とかがって945万円ぐらい計上されているのですけれども、これはもう既に終わっている、明許費ですから、終わっている話のことを言っているのですか。これ具体的には、この2つというのはどういうふうなつながりがあるのかちょっと教えていただけませんか。内容です、要は。

都市計画課長 5年度から6年度に繰り越したもので、基本設計につきましては終わっております。

都市計画課参事 今ほどの検討業務委託料の内容ですけれども、まず1つは、大規模跡地のワークショップ、どういったふうに活用していくかということで、市民と、あと団体、それから市内の学生を集めてワークショップを開催して、どういった利用方法がいいのかということで意見交換をさせていただいております。もう一つ加えて、官民連携事業の委託ということで、今年度官民連携支援事業というものを実施しているわけですけれども、その準備ということでコンサルをお願いをして、いろいろ内容の検討であるとか、資料の策定業務をお願いしたところでございます。失礼しました。今の後半の部分、ちょっと修正させていただきます。官民連携検討業務委託としまして、こちらは市内の事業者を対象とした官民連携の勉強会をコンサルをお願いして、実施してございます。失礼しました。

富樫 光七 今の延長線上なのですから、何で俺聞くかということ、どこからどこまでが何がどう進んでいるか、駅前開発の話なのかよく見えないので、質問させてもらうのですけれども、先日、1か月ぐらいになりますか、三井住友云々とかというコンサルタントが来て市民説明会があったと思うのですけれども、あのときの人たちのお金というのは、この中のどこかに入っているということですか。どちらに入っているのでしょうか。

都市計画課参事 先日開催しましたものについては、今年度予算でございますので、現在この決算の内容には含まれてございません。

富樫 光七 分かりました。ありがとうございます。

姫路 敏 今のところで私も聞こうかなと思ったのですが、600万から払ってワークショップ、いわゆる運営の委託料、その事業者含め頼んだのに委託しているわけですけれども、600万という金額が妥当なのかどうかですよね。相当な金額ですよね。ワークショップしたりするのは分からぬでもないのですけれども、そんなにかかるものですか。業者への委託料、600万全部払っているのですか、一括で。

都市計画課参事 今ほどの件ですけれども、市民ワークショップを2回、あと市内の学生向けのやつを2回、それから事業者向けのワークショップも2回やってございますし、そのほか勉強会も2回やってございますので、それで意見をいろいろ取りまとめて、成果物いただいております。それ相応の金額なのかなというふうに考えてございます。

姫路 敏 そうすると8回ですね、開いた勉強会も含めて。結構な金額だなと思います。1回当たり何十万円もするようなことなのだろうと思いますが、取りあえずそこと、駅前周辺の件ではもう一つあれなのですから、これは全て村上病院の跡地の件で動いている支出なのだろうと思うのですけれども、これ駅前周辺のまちづくりプランの中には、あそこの瀬波温泉先線とかあっち、西側のほう、こういったところというのが全く現れてこない、決算にも出てこないみたいのところありますけれど

も、あの環状3号線からトンネルの先線の未整備のところ、瀬波温泉トンネルの、あれはどんななっているのですか。

都市計画課長

今定例会の一般質問でも山田議員から質問を受けたところであります。そのときもお答えをしておりますけれども、今現在まず進捗状況といたしますと、松山バイパスのほうをこれまでも先行して進めるということでありまして、実際松山バイパスも今の病院から松山バイパスにぶつかるころの事業をしている方いらっしゃいますけれども、そういった補償契約、そういったところも進んでおりますし、それからあとその先の今の松山バイパスと、あとトンネル先線の交差点部につきましても、松山の集落の方と、直近でいいますとたしか3月ぐらいに地元の説明会をさせていただきまして、関係地権者の方と協議を進めているということで、そういった形で松山バイパスのほうは事業進捗が図られているわけですが、委員おっしゃいましたトンネル先線につきましても、市長申し上げましたように松山バイパスをまずは先行させて進めさせていただきたいということと、併せてトンネル先線についても要望をしていくというところで答弁しているところであります。

姫路 敏

そもそもですけれども、駅前周辺というところで、今村上病院の跡地ばかり測量だ、土地買うだ、何だかんだって相当お金かけてやっています。これは、やらなければいけないものなのだろうとは思いますが、そのほかのところは周辺整備でまたないがしろになっている。私は、平成27年の3月、平成27年の3月ですよ、市長に何を言っているかということ、村上駅前周辺のまちづくりについて、まちづくりプランが、基本構想が出来上がったそのときに、ナンバー21に入っていたところに、私が質問したのです。いつになったら瀬波温泉トンネル先線が完成するのだと。そうしたら、市長さんは何て言っていたかということ、病院が建設される、していないわけです、その当時。されるときに、前後かぐらいには完成させると、それを目標にやっていく。もう10年も前の話ですよ、これ。それで、県のほうに、泉田知事さん、副知事が大野副知事さんというのがいらっしゃった、当時。その方が、何と、県の予算でそれをつなげるということはありませんと、ただ予算つけてやるのは。ただし、村上市がプランを立てて、それで道をつなげよう、まちづくりの一環としてやっということには県は全面的に応援しますと、この答えをもらって帰ってきたのです。ところが、まちづくりプランのそこで瀬波の区長会も含め、上海府の区長会も含め、何とかつなげてもらえないかって言ったら、県に交渉していきますなんて言っている、今頃になって。おかしいでしょう、やっていることが。結局何かということ、歴史の流れの中で全く後戻りしているわけよ、物の考え方が。あなたたちが順次変わっていく、あなたがそのとき主査か何だかも分からないけれども、今課長さんでいらっしゃいますが、何を言いたいかということ、ちゃんとしてくれということなのです。この駅前の周辺プランのやつをこうやって事業費かけて、そして決算をかけてやっという、いつになったら始まるのだよと。こんなことをいつまでもやっといういけないと思うのです。その辺どう思いますか。この決算上これだけ金かけて、いつから、ではどう始まるのだもまだ分かっていない。お金ばかりかかっていく。どうなっているのだろうか。

都市計画課長

これまでも答弁で、令和2年12月の村上病院開院後の駅西側のほうのそういった開発状況だとかということ、状況見ながらということでのたしか答弁内容だったかと思っております。そういった開発状況を見ながらも含めて、県にもまた要望していくということで、要望していくという回答はたしかずっとだったかと思うのですけれど

も、ただ委員おっしゃいましたように、村上市がまちづくりを、計画をしていく上で県が協力していくという内容も承っています。そこを……何て言えばいいのでしょうか、新しい……

(何事か呼ぶ者あり)

都市計画課長 なかなか、申し訳ありません。

姫路 敏 駅前周辺まちづくりの一環として、瀬波温泉トンネル先線についてみれば、私が市長さんに、病院建設と一緒に瀬波温泉トンネルの延伸1,200メートルも整備されないと困る。このことは地元住民の強い願いでもあり、しっかりと整備を行っていただきたい。どのように考えておりますかと。市長は何と答えたか。病院建設時には、周辺の道路整備はしっかりと進めていく必要がある。瀬波温泉トンネルの先線整備についても、トータルでコーディネートしており、県とも協議をしている。病院建設の時期と一緒に進むか、あるいは若干のずれはあるかもしれないが、そのときに合わせて整備を実施していくので、安心してくださいと。私は、昨日あたりに議員になった人間でないのです。この前20周年記念をいただきましたが、こうやって何度も何度も頼んでは、何か知らぬところに行ってしまうと、やっていることがだんだん違うところで予算がかかってくる。だから、私は駅前のあれも大事なのかもしれないけれども、全体的にやっぱり考えてやってもらいたい。これが駅前のほうの願いですけれども、副市長、どうですか。その辺含めて病院の跡地の、このお金はお金で使ったので、しょうがないのでしょうか。

副市長 思いは非常に伝わっていますし、私も同じ思いではあります。この一般質問で、市長がまず松山バイパス、これを先行するというふうなことで、引き続き、これは先線についても継続的に要望していくというふうにもう市長が力強く答弁しておりますので、市の方針としてそういうことでありますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

姫路 敏 それでは、168ページの道路対策事業関係の建設課関係ですけれども、2番の道路対策事業経費、これ詳細を説明でいただいておりますので、ちょっとそれを見させていただきましたが、こっち三角、ダイヤ型のやつの3番目のところに道路側溝や舗装等の改修等を行い、道路施設の維持と道路環境の改善を行ったと、なるほどこれでいいかと思えます。それらをちょっと見ていくと、仲間町5号線舗装修繕工事、これ2,100万円何がしかで、市道雷山熊田線舗装改修工事1,549万2,000円、この2つの工事というのは、もうこれで終わりですか。それともまだまだつながっていきますか。

建設課長 その路線という、そういう御質問だと思いますが、今のところこれで完了になります。今、市のほうで、ちょっと古いものにはなるのですが、平成25年に舗装の点検を入れておりまして、その点検結果を基に、舗装の損傷がひどい箇所から優先的に舗装の修繕をしようということで、舗装修繕の個別計画を策定をいたしまして、その後、公共施設等適正管理推進事業債という起債がありましたので、それを活用していたのですが、あまりつきもよくない、メリットがない、そういう段階になって、今度緊急自然災害防止対策事業債が新たに国のほうから制度化になりましたので、そちらのほうの適用もできるということでしたので、そちらに切り替えて、できるところから、修繕計画で傷んだという判定が出た箇所を優先して今進めているところでもあります。

姫路 敏 1点、雷から山熊田線は、これで舗装は、そこは全部終わりますか。

山北支所産業建設課長 当初改良を計画していた路線については、今回6年度の事業をもちまして一旦終わり、後々はまた悪いところが出てくるはずなので、その辺についてはその都度維持補修といいたいでしょうか、ということで考えております。

姫路 敏 副議長がここにいらっしゃるの、あれですけれども、雷からやっぱり山熊田に抜ける道というのは大事な道だと思うのです。いわゆるあっち1本しかないですから、雷行くまで。だから、やっぱり何かあったときに、逃げるわけではないですけれども、つながっていないと困るということもあるので、どういう状況なのだから今聞いたのですが、一応はこれで一旦終了ということなので、分かりました。その下に、その他の路線というのがあって、工事請負費が3,589万6,000円と、工事の補修等材料費というのが385万9,000円、合計約4,000万円というのが支出されていると。これは、恐らく生活道路改善等の改修工事なのだろうと思いますが、そしてまた3番目、繰越明許ということで、恐らくできなかった分で、それが残った分が同じようなところを見ると1,600万円ぐらいあるのです。そうすると、合わせると5,600万円ぐらいのいわゆる、生活道路の改善、改修等に使われているのだなと思いますけれども、この予算で今年度は、6年度はこれで終わっていますけれども、この予算だと足りないような気がするのです。予算だと足りないって言ったならあれですけれども、恐らくそこらじゅう、この大雨だ何だ、いろんなのが出てくれば、直さなければならぬ、そういう生活道路改善のはやっぱり1億円、2億円ぐらいを見ておかないと、これは本当に市民生活を脅かす、そこを直すというのには足りないのではないかなと思いますけれども、どう思います、建設課長。

建設 課長 今ほどの予算のお話ですが、いっぱいあればあるに越したことはございませんが、道路橋梁の中で道路橋りょう費という科目がございますが、その過去からの推移を見てみますと、令和6年度の決算額、道路橋りょう費が24億8,000万、それでちょっと遡りになりますが、平成29年が、これが合併後最大で26億8,000万ということで、その年、その年で、特に雪の降り方に左右されるようなのですが、予算としては、雪のことを考えると29年も結構降っておりますので、横ばいなのかなというふうには思っています。同じように修繕料ですとか、維持管理のお金についても、過去の状況で推移を見させてもらってはおりますが、本当に身近な部分については、やはり若干下がっているのかなとは思っています。ましてや近年労務費、物価の高騰もございいますので、同じ金額でもできる量が限られるということもありますので、予算としては多くあるに越したことはありませんが、ただ様々な経費を少なくして最大の効果を生むような方法もあるかとも思っておりますので、その辺少し勉強していくような段階になっております。

姫路 敏 先般荒川のほうの、産業建設課長の高橋さんのほうに、荒川の道路のところのひび割れ等のところあるが、どうだろうと。見てきて確認して、雨降ったらもう逆流するという状況だということを書いてまいりましたが、それどうなっていましたか。

荒川支所産業建設課長 その坂町の市道に関しては、通報いただいた、お話いただいた方とお話ししておいて、周辺にもひび割れ箇所ございますので、緊急にやらなければならないところから順次ということで、坂町に関しては御猶予いただいていたところです。今ほどの見ているかということについては、確認はさせていただいているところです。

姫路 敏 今予算の話、予算というか、決算の話で、それでいいのかという話で、予算はあったことには、確かにお金はあったことには越したことはないと思いますけれども、市

民生活の立場からすれば、やっぱりその自分の家の前の側溝の蓋が壊れていたり、あるいは舗装道路がおかしくなっていたりすれば、それは直してもらいたいという気持ちがあるのでしょうか、やっぱりそういうのにもそんなすごく何千万もかかるような話ではないと思うのです、その辺は。上手に協議していけば、うまい方法も見つかると思うので、やっぱりそういうところに予算を使いながら、もう少しそういう部分の生活道路その他の修繕には、もう少し予算立てて今後やっていってもらいたいと思いますが、政策監、どうですか。

政策監 様々やっぱり市民の皆さん身近な道路、注目を受けているのだなということをよく理解いたしました。引き続き必要な部分には必要な予算をつけていかなければならないなと感じたところでございます。

姫路 敏 178ページ、先ほどもちょっと申し上げましたが、中川原住宅の建て替え事業ということで載っています。これ具体的にはいつから開始されますか、入居開始。

都市計画課長 実施設計が今年度で終わりますので、令和8年、9年で、2か年で予定ですと工事で、令和10年頃予定をしております。

姫路 敏 令和10年から入居募集等が始まるのであれば、先ほど言った話をここ2年ぐらいの間に詰めておかないと大きな間違いのところに行ってしまうので、そこを何とかお願いしたいと思いますが、いかがですか。

都市計画課長 先ほど来のお話ではありますが、住宅使用料の見直しだとか、そういったことをまた改めまして入居のことも考えて進めていきたいと思っております。

第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 219、220ページを御覧ください。11款2項1目公共土木施設災害復旧費の1、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧経費で測量設計等委託料は、川部地内普通河川赤坂川の測量や予備設計業務など7件の委託料で、工事請負費は小岩内地内消雪施設復旧工事など8件の工事請負費であります。2、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費、繰越明許分は、小岩内20号線などの路肩と舗装の復旧工事、2件の工事請負費です。3、8.3大雨災害公共土木施設災害復旧費、事故繰越分は、市道平林小岩内線舗装復旧、蒲萄地内や北中地内の普通河川の復旧工事など14件の工事請負費です。4、公共土木施設災害復旧費は、令和6年9月20日からの大雨により被災した市道の測量設計業務など3件の委託料と山北地域荒川地内の市道カリヤス線道路災害復旧工事など41件の工事請負費になります。以上です。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、賛否についての発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめ

を行った結果、議第95号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

分科会長（河村幸雄君）閉会を宣する。

（午後 4時37分）